平成２８年（フ）第９９３号
大阪市住吉区長居東３丁目10番２―305号
債務者　石井　一宏
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９４号
大阪市住吉区長居東３丁目10番２―305号
債務者　石井　佳子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６１号
大阪市城東区今福南２丁目23番10号　オーシャン蒲生503
債務者　崎濱　章子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４２号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目５番15―201号、前住所大阪市中央区石町２丁目１番７―409号
債務者　石津　伸子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４号
釧路市昭和町２丁目18番27号
債務者　片原　則行
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
北海道旭川市大町１条５丁目14番地の391　コーポラス幸栄101号室
債務者　能　　正夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
北海道旭川市永山５条16丁目６番４号　K'Sマンション203号
債務者　森田　明子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
北海道旭川市新富２条１丁目13番４号　新富壱番館101号
債務者　林田　憲次
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市平木町３番21―223号
破産者　内藤　美砂
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項１号の申立てを相当と認める。
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（フ）第５４号
鳥取県境港市昭和町13番地15
破産者　有限会社丸神海産
1　決定年月日　平成28年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３１１号
佐賀県鳥栖市河内町2222番地２
破産者　村山　龍一
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目４番地２　イーストコート尾上102号
破産者　加藤　義浩
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
富山県小矢部市名畑字下川原52―10　ＧｒａｄｏＯＹＡＢＥ102号室、住民票上の住所石川県能美市大長野町ト53番地18
破産者　本荘　勇治
1　決定年月日　平成28年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第９６号
石川県加賀市湖城町３丁目233番地、住民票上の住所石川県白山市柴木町丙５番地12
破産者　谷山　三郎
1　決定年月日　平成28年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１８７号
神奈川県厚木市松枝１丁目12番12号　ファインコート106、開始決定時の住所愛媛県松山市東垣生町150番地１　ブライムイーストキャッスルⅡ301号室
破産者　髙橋　明寛
1　決定年月日　平成28年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
熊本県水俣市大迫173番地５
破産者　松永　茂知
1　決定年月日　平成28年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部